

「札幌市役所本庁舎で使用する電力」に関する質問と回答

番号	質問内容	回答内容	回答日	備考
1	<p>過日質問した『&lt;仕様書2 調達仕様(3)供給電気の種類&gt;一般社団法人日本卸電力取引場の非化石価値取引市場における買入札総量が売入札総量を上回り、トラック付非化石証書の必要量を調達できず、環境価値を付加できなかった場合、当社は賠償等の責めを負わないことについて承諾していただけるか。』について『環境価値については必ず付加していただく必要があります』との回答について追加で質問です。</p> <p>環境価値が付加できない場合のペナルティの有無およびペナルティの内容を教えてください。また、「市場調達が不可能となる場合」は契約書第12条の「経済事情の変化」に該当しますか？</p>	<p>環境価値が付加できない事情が発生した場合のペナルティの有無およびその内容については、契約書第14条等に基づいて、検討することとなります。</p> <p>なお、環境価値が付加できないことに関する背景や程度が明らかになっていない状況において、ペナルティの有無や内容について具体的にお答えすることはできません。</p> <p>また市場調達が不可能となり、契約条件が著しく不適當になったと判断した場合は文書によって申し入れを行い、発注者と受注者において協議を行うことが可能です。</p>	令和6年6月14日	
2	<p>過日質問した『&lt;仕様書2 調達仕様(3)供給電気の種類&gt;契約期間における使用電力量が公告に記載される予定使用電力量に対し、大きな乖離(目安として80%以下もしくは120%以上)があった場合、調達していたトラック付非化石証書が過剰もしくは不足となるため、予定使用電力量に変動が見込まれる場合、事前に当社へその旨をご相談いただけるか(事前相談がなく、その結果トラック付非化石証書の必要量に対し、調達量が不足し、環境価値を付加できなかった場合、当社は賠償等の責めを負わない)。』について『契約書第12条に該当する場合は協議のうえ、当該契約の全部又は一部を変更することができます』との回答をいただきましたが、事前相談の可否について『はい』または『いいえ』で回答をお願いいたします。</p>	<p>仕様書に記載されている予定使用電力量から大きく乖離することがあらかじめ想定できる場合については、相談させていただくことが可能と考えています。一方、予定使用電力量と実際の使用電力量の乖離状況については、その性質上、必ずしも予見できるものではなく、事前相談できるとは限らないことから、そのような場合は契約書第12条に基づき協議することとなる旨、ご了承いただければと思います。</p>	令和6年6月14日	